

西宮市障害福祉推進計画策定委員会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）に規定する西宮市障害福祉推進計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、西宮市附属機関条例の別表の担当事務の欄にある「障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関して必要な事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

- (1) 西宮市障害福祉推進計画（以下、「計画」という。）の進行管理及び次期計画策定のための課題分析に関すること。
- (2) 次期計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前号の検討にあたっては、国、県の計画やサービス等に関する基準を参酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(運営)

第3条 前条第2号の検討にあたっては、特別の事項に関する調査審議として、策定委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 策定委員会は、必要に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき設置されている西宮市地域自立支援協議会の意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 策定委員会の事務局は別表に掲げる者とし、その庶務は健康福祉局福祉部障害福祉課、生活支援部くらし支援課、保健所健康増進課及び福祉総括室地域共生推進課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年６月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

西宮市障害福祉推進計画策定委員会事務局職員名簿

役 職 名
健康福祉局長
こども支援局長
健康福祉局福祉総括室長
健康福祉局福祉部長
健康福祉局生活支援部長
こども支援局子育て事業部長
こども支援局こども未来部長
健康福祉局保健所長
健康福祉局保健所副所長
教育委員会学校教育部長